

陳 述 書

2010年 7月20日

横浜地方裁判所 第1民事部合議C係 御 中

藤沢市●●●-●●-●●

平 田 幸 四 郎

1、はじめに

私は、現在、8人の方とともに、武田薬品工業の新研究所の下水道管をめぐって藤沢市長を被告とした訴訟を起こしていますが、そこに至った経緯・気持ちなどを述べさせていただきます。

2、基本協定作成の経緯

この訴訟で、私たちは、昭和53年に排水処理施設がある大清水地区の住民と藤沢市との間の基本協定（甲第3号証）に反する藤沢市と武田薬品との間の平成20年12月8日の協議書（甲第2号証）は違法であると主張しています。私は、昭和53年の基本協定の作成にかかわっていますので、まず、それが作成された経緯から述べさせていただきます。

(1) 今から35年以上も前のことになりますが、全国で下水道の普及に力が入られたことがありました。その目玉として、市町村の枠を越えて下水処理を行う「流域下水道」の普及が強調されるようになりました。

(2) 藤沢市では、江ノ島が東京オリンピックのヨット会場となったことから、オリンピックの前に「南部汚染処理場」が作られましたが、これは市の面積の3分の1位をカバーできるものでしかありませんでした。

(3) 昭和48年ころ、横浜市、藤沢市、大和市、相模原市の4市と（当時の）綾瀬町の4市1町の汚水を処理する処理場を、藤沢市大清水地区に設置するという「境川流域下水道」の計画の存在が明らかになりました。既にそれ以前に、用地の買収がなされていたようです（買収にあたっては、公園用地との説明がされたと聞きました）。

(4) その前年の昭和47年には、藤沢市長は葉山峻さんに代わっていました。葉山市長は、地元出身の友人で、当時東京大学工学部都市工学科助手として下水道の研究に取り組んでおられた中西準子先生に対し「君の理想とする汚水処理場を作ってみろ」と言われ、中西先生はそれを引き受けられたそうです。

中西先生は、それ以前から、下水道の主な問題点として、「家庭水だけでなく工場排水を受け入れることで企業責任がなくなり、自治体の責任に転嫁されるようになったため、下水道の全国的整備が公害防止の体制を崩壊させた」旨、指摘されていました。

私は、中西先生から「自分は下水道を研究しそれを普及させる立場なのに、公害隠しにつながる下水道が計画されるので全国で下水道建設反対運動に取り組んでいる。それは、とても悲しいことだ」と言われたこともありました。

(5) 私は、昭和48年から境川の右岸にあたる現在の住所に住んでいますが、ここは大清水処理場から見て、境川をはさんだ対岸にあたりません。

私は、藤沢市に転居してきた後、ちょっとしたきっかけから「藤沢の公害を無くす会」の運動に参加するようになり、西条節子藤沢市議（当時）の所で開かれる勉強会などに参加していました。

そして、大清水の処理場計画が明らかになったころ、私は、西条市議から、住まいが近くだからと地域の住民運動に取り組むことを勧め

られました。それで、私は、地域住民の皆さんに呼びかけて、中西先生を呼んで、公害を防止しつつ地域住民に有益な下水処理場を作るための勉強会を開くなど、住民運動に取り組みました。その結果、周辺4町内会をまとめることができ、それが、後の昭和53年の基本協定の締結という成果が得られることにつながっていきました。住民運動の会名には「建設反対」との文字が入っていますが、前述したように何が何でも建設反対ということではありませんでした。

- (6) その後、藤沢市は、流域下水道にすることを止めて藤沢市単独の公共下水道処理場にするように方針転換しました（横浜市も藤沢市の隣に、横浜西部処理場を作りました）。

そして、藤沢市では、流域下水道用地として（水量が多いことを前提に）広い用地を確保していたのが不要になったため、余った土地を小中高の学校用地に転用したほか、サッカー場が3面も取れる広いグラウンドが作られました。

- (7) 藤沢市の公共下水道設置の方針が定まった後、引き続き、中西先生が中心となって計画が進められました。そして、公害の発生の防止には工場排水は受け入れないとの方針を貫くために、各事業場との間で協定を結ぶ努力が進められました。

- (8) その中で、藤沢市の内部でも下水道法10条の規定が検討されたとのことでした。

10条で「公共下水道の供用が開始された場合には、土地の所有者等は、その土地の下水を公共下水道に流入させるための排水管等を設置しなければならない」旨、定められている以上、工場排水であっても受け入れを拒否できないのではないかという意見があったようです。

それに対して、中西先生は、10条但書に「ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合に

においては、この限りでない。」と定めているので、藤沢市と事業所とが協定を結べば、事業所からの排水の受け入れを拒否できるとの考えでした。

- (9) そして、かなり早い時期だったと思いますが、中西先生が建設省に下水道法10条の解釈について確認に行かれると聞いて、私も、他の住民運動をしていた方とともに同行させていただきました。

その席で、建設省の担当者は、中西先生の考え方に同意し、事業所との間で合意ができれば、公共下水道で工場排水は受け入れなくともよいとの解釈を肯定しました。

- (10) その後、藤沢市は事業所との間で、工場排水は公共下水道には受け入れないとの協定を締結するための努力をするとともに（昭和52年から、各事業所との間での協定を結び始めました）、私たちの住民運動の会（昭和51年5月に「大清水地区汚水処理場建設反対協議会」と改称されました）との間で、工場排水は受け入れない大前提にたったうえで、数々の対策を取ることを内容とした協定書を締結する努力をしました。

- (11) その結果、藤沢市と各事業所との間では、甲第4号証として裁判に提出されているのと同様の内容の「協定書」が締結されるようになりました。甲第4号証は、昭和53年3月1日付けですが、改めて確認したところ、昭和52年に36社との間で、昭和53年に武田薬品工業を含む12社との間で、昭和57年に2社との間で、それぞれ「協定書」が締結されています。

- (12) 他方で、藤沢市と「大清水地区汚水処理場建設反対協議会」（協議会）との間で、昭和53年1月29日の「基本協定書」（甲第3号証）が締結されました。

ここでは、まず、第1条で、「藤沢市は、藤沢市東部汚水処理場建設計画及びそれに関連する下水道計画全部の立案、実施、管理運営全てについて協議会の参加を認める」と定めています。

そして、第2条で「公害の発生を防止するため、本処理場には工場排水を受け入れず、・・・（中略）、その他万全の対策を事前に行うものとする。」として、私たち住民が一番心配していたことに十分配慮することが約束されました。

また、第6条では、藤沢市と協議会は、「対等の条件で合同協議会（仮称）を設置して、定期的に協議を行うこととする。又、協議会の請求ある場合には、随時合同協議会を開くこととする。」との約束もなされました。

さらに、第7条には「藤沢市は協議会の同意なしには藤沢市東部汚水処理場建設計画に関連する一切の行政手続を行わず、又、同処理場の建設工事に着手しない。」とも定められました。

なお、この協定が締結された当時、私は体を壊して入院しており、協定の締結には立ち会えませんでした。そのことは、今でも残念に思っています。

3、その後の状況

藤沢市との約束は守られ、昭和55年7月から汚水処理場の建設が行われ、昭和60年7月から処理が開始されました。処理開始当初の数期間はかなりの悪臭が出たこともありましたが、それ以外には特段の問題も起きませんでした。また、事業所との協定も引き続き締結され平成11年には58社との間で締結されるに至っています（甲第13号証、5頁(6)）。

その結果、藤沢市東部汚水処理場では、汚水処理場の問題をめぐる公害は発生していません。

4、公害防止管理者試験の合格

私自身は、中西先生と出会って公害防止の必要性を一層感じるようになったことから勉強を重ねた結果、昭和53年3月25日には水質関係第1種公害防止管理者試験に、昭和57年2月25日には、大気関係第2種公害防止管理者試験に、それぞれ合格しました。

当時、私は、アサヒビールに勤務していましたが、私が資格を取ったことを会社に伝えたところ、「排水処理の責任者」に命じられて約4年間、これを務めました。また、同社を定年退職後、私は、荏原製作所の関連会社で、排水処理上の技師として約3年間、勤務しました。

5、汚水処理場のしくみ

汚水処理場についてはあまり知られていないと思いますので、簡単に基本的なしくみを述べさせていただきます。汚水処理場は、①沈澱、②バクテリア添加、③ぼつき（曝気）～水に酸素を加えバクテリアを増やし、④沈澱により、水の中の沈殿物と水溶性の有機物を取り除いて、水質きれいにしようとするものです。

具体的な汚水の処理過程をみると、まず、大きなゴミ（石を含む）を取り除き、汚水を「初沈」という沈殿槽に移します。そして、その末端の過程でバクテリアを加えて、汚水を「ぼつき槽」に移します。そして、ここで空気を吹き込んでバクテリアを増加させ、バクテリアに汚水の中の有機物を取り除かせ、BOD（生化学的酸素要求量）の数値を引き下げます。さらに、「終沈」という沈殿槽で、増えたバクテリアを沈澱させて汚泥の形で取り除きます（「引き抜き」という工程です）。

公共下水道の場合は、普通は、この汚泥を「初沈」の工程に加え、そこに沈んだものを汚泥という形で取り除きます（これも「引き抜き」という工程です）。「終沈」の過程の汚泥を「初沈」に混ぜるのは、バクテリアが繁殖しやすくするためです。

6、武田薬品研究所の排水を受け入れることの危険性

- (1) このように、汚水処理場のしくみは、実は単純な形なのです。特定の企業が自前の汚水処理場を作る場合は、汚水が生じる過程が分かっていますので、それに応じた処理工程を付け加えることができます。

しかし、公共下水道で、何から何までカバーすることはできません。公共下水道で処理を予定しているのは、重さがある沈むものと、有機物の処理だけです。有毒物が流入したような場合には、バクテリアが死滅することもあります。

- (2) 有害物質が下水道に入った場合、一見すると処理できたように見えるかも知れません。しかし、実は処理できたのではなく、①家庭下水や他の事業所の水で薄められて濃度が下がっただけか、あるいは、②汚泥の中に取り込まれて、汚泥の処理に困るかのどちらかです。

われわれの糞尿の中には、微量ですが水銀が含まれています。そのため、下水汚泥は農作物の肥料としては使うことはできず、園芸用の肥料としてのみ無料で配布しているところがあるだけです。

- (3) 事業所が自前の汚水処理場を設けた場合、公共用水域（自然界）に排出する場合には、水質汚濁防止法が適用されます。これは、公共の下水処理場から排出する場合も同じです。

一方、下水道に排出する場合も、公共用水域（自然界）に排出する場合も、BODを除く他の物質の数値は同じです。「汚水処理場では、BODは処理できるが他の物質は処理できない」というのが前提だからです。

また、水質汚濁防止法では、自治体が上乘せ規制をすることができますし、事業活動に伴う有害物質の排出により人の生命・身体を害したときは、無過失責任が規定されています。

しかし、一旦、事業者が下水道に排出したときは、仮にその中に有害物質が含まれていても、それを規制することはひじょうに困難になります。

- (4) 有害物質や下水処理場が処理を予定していないものが流入した場合でも、他の排水と混じってしまうため、それがどこから流入したかを突き止めるのは容易ではありません。事業所が企業秘密をたてに、排水した中身を知らせないことも考えられます。

また、下水処理場で十分な処理ができていない結果が生じていても、あまりに市民生活に与える影響が大きいため、下水処理場の運転を止めることもできません。水質汚濁防止法では排水停止命令が出せることになってはいますが、下水処理場に停止命令を出したら市民の生活ができなくなってしまう。

- (5) 藤沢市も、生活系排水と（事業所などから出される）工程系排水とが一旦混ぜられた場合には処理が容易ではないことを認めています。平成11年に行なわれた「合同協議会」で、藤沢市は「生活系排水と工程系排水を一緒に処理している工場はありません」と2種の排水は分離して処理されていると、答えています（甲第13号証、5頁の(8)）。それが今になって、藤沢市は、生活系排水と武田薬品工業の排水とを一緒に処理できると言い出しているのです。

- (6) 武田薬品工業は、藤沢市の下水道に膨大な量の排水を流すことで、莫大な使用料を藤沢市に支払うことになります。武田薬品工業は、自前の排水処理場を設けずに、藤沢市に住民との協定を破らせ、か

つ、多額の下水道料を払ってまで下水道に流すことに固執するのは、逆に、よほど危険を自覚しているからだろうと思います。

武田薬品研究所の排水には危険な病原菌や毒物が入っている場合があります。

- (7) 武田は分別回収廃棄するから大丈夫だと言っていますが、人間はヒューマンエラーをするものです。

現在各会社の工場や事業所では、「ミスは必ず起きる。だからヒヤッとしたりハットしたことを気付いて、やらないで良かったと胸をなでおろすことの数拾回に一度必ず事故が起きる。だからヒヤリ・ハットを無くすようにすれば事故は減る」として、ヒヤリハット運動が盛んに行なわれています。そして、「小さなミスでも大きなミスでも責任は問わないから必ず報告せよ」と言って、それによりその後の事故を減らすようにしています。

このように事故は必ず起きるものです。「事故は起きないから心配無い」と言うのは、完全なウソです。石油コンビナートの爆発やタンカーの事故を見ても明らかです。地震で試験管が倒れ、それが下水に入るかも知れません。そのような地震の時、汚水処理場もどうなっているかも知れませんし、とにかく広い範囲に汚染を広げる可能性の多い危険は避けなければなりません。

7、大清水は逆転層ができやすい地区

- (1) 汚水処理場のある大清水の地は三方が小高い山に囲まれ、その内側を藤沢バイパスの自動車道路が走っていますが、ここは、大気の逆転層ができやすい土地です。私も逆転層ができているのを、3度確認しています。

県体育センター前の旧横須賀水道路の上から見ると大気が途中から2層に分れ下はネズミ色、上は無色と完全に2層に分れているの

がはっきりと見えるのです。しかし、坂道を下って大清水の地区から空を見ると、きれいな青空が見えるのです。

私は、普段はこの道はほとんど使用していません。長い急坂で大変なので川添いの遊歩道を利用して自転車で藤沢駅に行っていますが、それでも3度も確認しているのです。

- (2) このように、大清水地区には大気の逆転層ができやすく、結果として、汚染物質が滞留して拡散されにくいのです。中西先生は初めからそれを指摘して、「あそこに大規模な下水処理場を作ったり、下水処理場に工場排水を入れるのは危険だ」と言っていたのです。

8、おわりに

昭和53年に藤沢市と大清水地区の住民との間で結ばれた「基本協定書」は、長年にわたって公害の防止に役立ってきました。しかし、海老根市長は、その成果を踏みにじり、基本協定を反故にしようとしています。このようなことは、藤沢市民の生命と健康に責任を負うべき者としては、してはならないことだと思います。

裁判所におかれましては、「基本協定書」の持つ意味を真正面から受け止め、公害の発生の防止につながる賢明なご判断を下されるよう、心よりお願いするものです。

以 上

- (1) 国家試験合格証書（水質関係第一種公害防止管理者試験）

昭和53年3月25日付 通商産業大臣 河本敏夫

- (2) 国家試験合格証書（大気関係第二種公害防止管理者試験）

昭和57年2月25日付 通商産業大臣 安倍晋太郎

を添付